

■施設使用料の見直しについて

【平成26年度第1回行政改革推進委員会（H26.5.23）】

施設使用料については、**適正な算出基準を作成し、これに基づいた料金改定（消費税の適正な転嫁を含む）に向けた検討を進める。**

1 使用料の算定基準

(1) 基本的な考え方

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

ア 原価

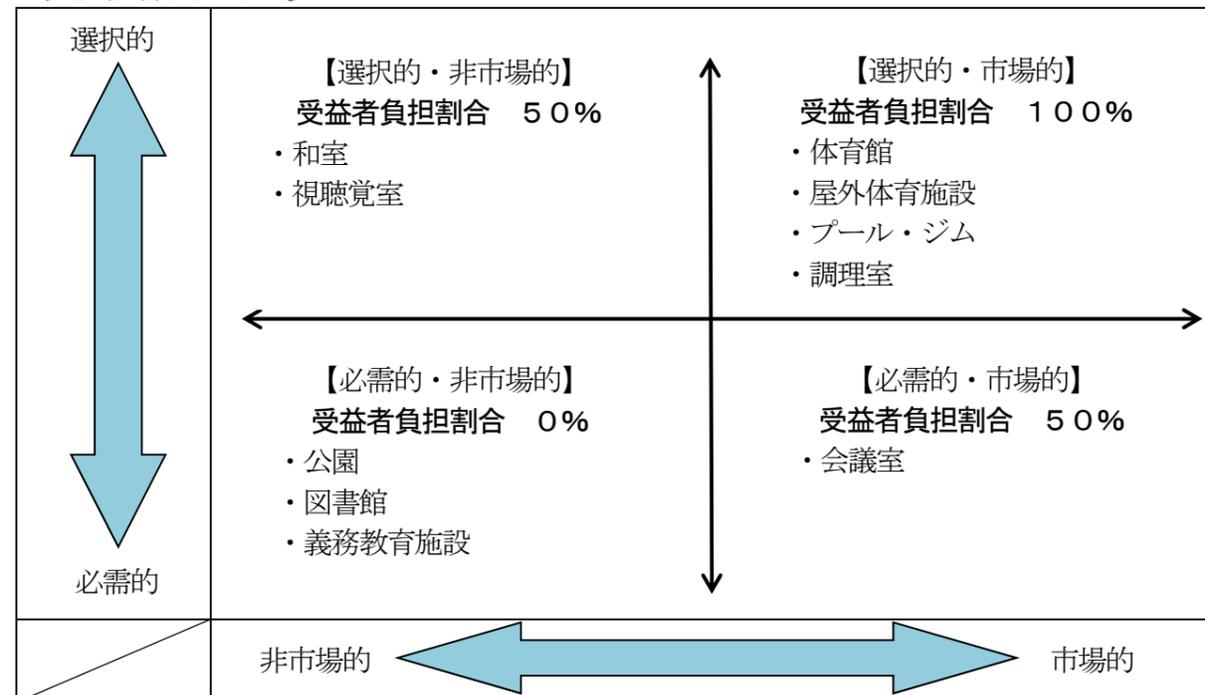
施設の維持管理に要する「**人件費**」と「**物件費・維持補修費**」をもとに算定する。
ただし、当該施設の建設費及び大規模修繕費など、**普通建設事業費は除く。**

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 人件費 | 施設の維持管理・運営に係る職員の 人件費 ⇒ 人事秘書課が実施している 業務量調査 から、当該施設管理事務等に係る人数を割り出し、 一般職平均給与年額 等を乗ずることにより算出 |
| 物件費 維持補修費 | 光熱水費、委託料、修繕費など施設の維持管理・運営に要する経費 ⇒ 歳出節ごとに算出（賃金、備品購入費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等） |

※ 指定管理者施設については、指定管理者が支出した維持管理費をベースに、**自主事業に係る経費を収入＝支出とみなし、その分を使用料算定の原価から控除**

イ 受益者負担割合

施設の公共サービスの性質が、市民の社会生活上で必要なのか（**選択的・必需的**）、民間でも行っていないか（**市場的・非市場的**）、といった点から受益者と市（公費）の負担割合を定める。



(2) 算定方式

ア 1室当たりの原価から算定（専用利用）

会議室のように、ある一定の部屋（区画）を、**貸し切りで利用する施設**については、1㎡1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積や時間に応じた適正使用料を算出

① 各施設における1㎡1時間当たりの原価を算出 <<個別施設原価>>

【算出イメージ（仮定のA施設）】

| 年度 | 原価 ※1 | | | | | | 原価合計 A | 施設面積 (共用部分除く) | | 貸出面積割合 B (β÷(α+β)) | 原価 (公の施設部分) C (A×B) | 年間開館時間 D | 1㎡1時間当たりの原価 (C÷D÷β) | 1㎡1時間当たりの3年平均原価 <<個別施設原価>> |
|-----|-------------------|------------|------------|----------|-------------|----------|-------------|---------------|--------|--------------------|---------------------|----------|---------------------|----------------------------|
| | 物件費・維持補修費 (決算ベース) | | | | | | | 占用面積 α | 貸出面積 β | | | | | |
| | 人件費 | 賃金 | 需用費 | 役務費 | 委託料 | その他 | | | | | | | | |
| H22 | 5,285,000円 | 0円 | 6,602,352円 | 437,030円 | 14,410,022円 | 866,670円 | 26,538,404円 | 618㎡ | 713㎡ | 53.56% | 14,213,969円 | 3,696時間 | 5.39円 | 5.30円 |
| H23 | 5,145,000円 | 0円 | 7,246,568円 | 431,188円 | 14,304,307円 | 877,280円 | 26,915,803円 | 618㎡ | 713㎡ | 53.56% | 14,416,104円 | 3,696時間 | 5.47円 | |
| H24 | 5,145,000円 | 2,811,319円 | 6,490,278円 | 460,209円 | 9,997,404円 | 825,000円 | 24,882,882円 | 618㎡ | 713㎡ | 53.56% | 13,327,271円 | 3,696時間 | 5.05円 | |

※1 冷暖房施設の使用に係る**光熱費**については**控除**する。(別途、冷暖房施設使用料を加算するため)

※2 原価合計Aについては、市が負担した**消費税相当額を除いた額**とする。

※3 「庁舎等（支所・行政機関を含む）」と「公の施設」との**複合施設**の場合、**施設全体の維持管理費**から、「公の施設」部分に相当する原価を算出する。

② 貸出スペースを機能別に分類し、分類別に上記①で算出した個別施設原価の平均を算出 <<分類別原価>>

⇒ **合併団体としての視点から、旧4町間の不均衡を解消**
(同一機能の貸出スペースについては、市として使用料のベースを統一)

【分類イメージ（分類別原価は仮置き）】

| 分類 | 主な該当施設 | 1㎡1時間当たりの平均原価(円) <<分類別原価>> |
|--------|------------------|----------------------------|
| 会議室 | にしびさわやかプラザ、朝日公民館 | 6.19 |
| 劇場型ホール | 清洲市民センター、春日公民館 | 7.86 |
| 体育館 | 春日B&G体育館、アルコ清洲 | 5.05 |

③ 上記②で算出した分類別原価に面積、単位時間、受益者負担割合を乗じて適正使用料を算出

【算出イメージ（仮定のA施設）】

| 使用区分 | 分類 | 現行使用料 | 個別施設原価 (上記①で算出) | 分類別原価 (上記②で算出) A | 面積 B | 単位時間 C | 受益者負担 D | 適正使用料 (A×B×C×D) |
|--------|--------|----------------|-----------------|------------------|------|--------|---------|-----------------|
| 〇〇会議室 | 会議室 | 3.5時間当り 200円 | 5.30 | 6.19 | 25㎡ | 3.5 | 0.5 | 270円 |
| 〇〇ホール | 劇場型ホール | 3.5時間当り 3,000円 | 5.30 | 7.86 | 780㎡ | 3.5 | 1 | 21,457円 |
| 体育館(全) | 体育館 | 3.5時間当り 1,700円 | 5.30 | 5.05 | 413㎡ | 3.5 | 1 | 7,299円 |
| 体育館(半) | 体育館 | 3.5時間当り 900円 | 5.30 | 5.05 | 207㎡ | 3.5 | 1 | 3,658円 |

イ 1人当たりの原価から算定（個人利用）

温水プールのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用し、かつ時間制限等がない施設については、利用者1人当たりの原価から適正使用料を算出

① 1人当たりの平均原価を算出

原価（直近3か年の施設間平均）÷年間利用者数（直近3か年平均）

② 上記①で算出した1人当たり原価に、受益者負担割合を乗じて適正使用料を算出

(3) 激変緩和措置

適正使用料を算出した結果、現行の使用料を大幅に上回る場合、一度に適正使用料の水準まで使用料を引き上げてしまうと、利用者の負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすこととなる。これを避けるため、原則、**現行使用料の1.2倍を改定上限（下限は0.8倍）**とし、定期的な見直し時期等に併せて**段階的に改定**していくこととする。

(4) 消費税に対する考え方

公の施設の使用料については、消費税の課税対象であり（特例により納付税額は生じない）であり、仕入れに係る消費税は負担していることから、**消費税率引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁が求められている。**

こうした観点から、今回の見直しに当たっては、「消費税率引上げに伴う改定」についても、明確に区分して行う。

【(3) 激変緩和措置 と (4) 消費税に対する考え方の具体例】

| 区分 | a | | b | c | d | e | f | g |
|------|---------|--------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|
| | 現行使用料 | | 現行使用料 (税抜き) | 原価試算に基づく 適正使用料 | 増減割合 【c÷b】 | 改定割合 【激変緩和措置後】 | 改定使用料 (税抜き) 【b×e】 | 改定使用料 (税込み) 【f×1.1】 |
| ケース① | 3.5時間当り | 400円 | 380円 | 605円 | 1.59 | 1.20 | 456円 | 500円 |
| ケース② | 3.5時間当り | 1,000円 | 952円 | 1,067円 | 1.12 | 1.12 | 1,067円 | 1,170円 |
| ケース③ | 3.5時間当り | 500円 | 476円 | 323円 | 0.67 | 0.80 | 380円 | 410円 |

2 その他の取り扱いについて

(1) 使用料の特例等の統一について

現在、下記の使用料の特例等については、施設ごとに対応が異なっていることから、「使用料の見直しに関する基本方針」において、統一に向けた検討を進めることを明記する。なお、平成27年10月の使用料改定時に併せて、可能なものは統一する。

ア 個人利用施設（プール・ジム）における利用者区分別の使用料設定

個人利用の施設において、施設の設置目的や利用者の状況から、**高齢者、小人、障害者等の区分を設定し使用料の減額割合を設定**する。

イ 市民以外の利用

市民以外が利用する場合については、受益と負担の公平性、市民優遇の観点や、施設利用者の状況等から判断し、**市外割増料金の設定**をする。

ウ 営利目的の利用

施設の目的外利用や入場料その他これに類する金銭を徴収する場合などについては、公平性、公正性を十分検討した上で**割増料金の設定**をする。

(2) 同一施設における時間帯ごとの使用料について

同一施設における時間帯（午前・午後・夜間）ごとの使用料が異なる施設については、同一のものとする。

(3) 定期的な使用料の改定について

市民ニーズや施設の維持管理に要する費用等の変化を把握し、概ね**5年毎に見直しの検討**を行うものとする。見直しについては、市民への周知期間を設けるとともに、消費税率の引上げ等、他の市民負担の状況等も考慮の上、適切な時期に行う。

ただし、**指定管理施設**については、**指定管理期間を考慮し改定時期を定める。**

3 今後の予定

(1) 「使用料の見直しに関する基本方針」の策定・公表

使用料改正（条例改正）に先立ち、今回の使用料改正の目的を明らかにするとともに、算定方法の明確化を図ることにより、利用者である市民の理解を得ることを目的に、「使用料の見直しに関する基本方針」を策定・公表する。

基本方針の内容としては、「1 使用料の算定基準」や「2 その他の取り扱いについて」をベースとし、**改定金額等の情報は含めない。**

(2) スケジュール（案）

| | | |
|-------|-----|-----------------------|
| 平成26年 | 12月 | 基本方針（案）に関するパブリック・コメント |
| 平成27年 | 1月 | 基本方針の策定・公表 |
| 同上 | 3月 | 関係条例の改正 |
| 同上 | 10月 | 施設使用料の改定 |

※消費税率引上げ（10%）に関する政府判断により変更の場合あり